

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年2月6日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM松本寿店

松本市寿中一丁目1633番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

DCM株式会社

東京都品川区南大井六丁目22番7号

3 変更した事項**(1) 大規模小売店舗の名称**

(変更前) ケーヨーデイツー松本寿店

(変更後) DCM松本寿店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
DCM株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号

4 変更した年月日

令和6年9月1日

5 届出年月日

令和6年12月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和7年2月6日から令和7年6月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年2月6日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM穂高店

安曇野市穂高2357番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

DCM株式会社

東京都品川区南大井六丁目22番7号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ケーヨーデイツー穂高店

(変更後) DCM穂高店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
DCM株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号

4 変更した年月日

令和6年9月1日

5 届出年月日

令和6年12月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和7年2月6日から令和7年6月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年2月6日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

飯山ショッピングタウン

飯山市大字静岡字町尻1388番地2号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

DCM株式会社

東京都品川区南大井六丁目22番7号

株式会社スワロースキー

飯山市大字静岡1382番地1号

ITXコミュニケーションズ株式会社

神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
株式会社スワロースキー	丸山 哲	飯山市大字静間1382番地1号
ITXコミュニケーションズ株式会社	高田 泰司	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
DCM株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号
株式会社スワロースキー	丸山 哲	飯山市大字静間1382番地1号
ITXコミュニケーションズ株式会社	高田 泰司	神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28号

4 変更した年月日

令和6年9月1日

5 届出年月日

令和6年12月12日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北信地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和7年2月6日から令和7年6月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北信地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年2月6日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM駒ヶ根店

駒ヶ根市南田18番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

DCM株式会社

東京都品川区南大井六丁目22番7号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ケーヨーデイツー駒ヶ根店

(変更後) DCM駒ヶ根店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
DCM株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号

4 変更した年月日

令和6年9月1日

5 届出年月日

令和6年12月17日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上伊那地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和7年2月6日から令和7年6月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上伊那地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年2月6日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM飯田上郷店

飯田市上郷黒田1186番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

DCM株式会社

東京都品川区南大井六丁目22番7号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ケーヨーデイツー飯田上郷店

(変更後) DCM飯田上郷店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
DCM株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号

4 変更した年月日

令和6年9月1日

5 届出年月日

令和6年12月17日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は南信州地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和7年2月6日から令和7年6月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は南信州地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年2月6日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM軽井沢店

北佐久郡軽井沢町大字長倉字北裏1704番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

DCM株式会社

東京都品川区南大井六丁目22番7号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ケーヨーデイツー軽井沢店

(変更後) DCM軽井沢店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	實川 浩司	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
DCM株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号

4 変更した年月日

令和6年9月1日

5 届出年月日

令和6年12月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和7年2月6日から令和7年6月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により令和7年2月9日に開催を予定していた松本都市計画区域区分の変更案に係る公聴会については、中止します。

令和7年2月6日

長野県知事 阿部 守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により同法第29条第1項の許可があったものとみなされた次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和7年2月6日

長野県大町建設事務所長 竹内 浩平

- 協議済書番号
令和5年10月5日 5大建第31-1号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大町市常盤字上橋5869-23の内（第3-2工区）
- 開発許可があったものとみなされた者の住所及び氏名
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県知事 阿部 守一

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和7年2月6日

長野県長野建設事務所長 坂口 一俊

- 許可番号
令和6年5月23日 長野県長野建設事務所指令6長建第44-1号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
千曲市大字中字前久保426-1、520-7、519-1、518、510-1、510-2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
埼玉県上尾市今泉3-10-11
株式会社アイダ設計 代表取締役 會田 貞光

都市・まちづくり課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事から、令和6年3月7日付けで包括外部監査人弓場法氏から提出のあった令和5年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

令和7年2月6日

長野県監査委員 増田 隆志
同 青木 孝子
同 柄澤 千恵子
同 依田 明善

1 監査の対象となった事件名

「長野県に人を呼び込む諸施策」に係る財務事務の執行

2 措置の内容等

項目	区分	記載ページ	監査の結果等（要旨）	措置等の内容
【補助金における消費税相当額返還の取扱いについて】 補助対象経費に消費税相当額を含めない取扱いについて	意見	59	<p>今回監査対象とした事業に係る補助金から任意に11件を抽出し、対象部局にアンケートを配付し、回答を依頼した。</p> <p>令和4年度に係るアンケート結果より、企画振興部、産業労働部、観光部では、補助対象経費に消費税相当額を含めないことを要綱で定めている、あるいは、明文化していなくても運用で同様の取扱いをしているとの回答があった。このような場合には、免税事業者や課税売上割合が低い事業者は、自己負担が重くなるので留意が必要である。</p> <p>補助対象事業者には丁寧に説明を行い、申請主義を盾に、事情を知らない事業者から申請がないため消費税相当額を交付しなかったというようなことがないように努める必要がある。</p>	<p>企画振興部においては、ご意見を踏まえ、補助対象事業者には、丁寧な説明を実施してまいります。</p> <p>産業労働部においては、消費税を補助対象経費に含めるか否かの取扱いについて、各補助金等の補助対象者や補助内容等の実情を踏まえて決定しています。</p> <p>消費税を補助対象経費に含めない取扱いの補助事業において、実際に免税事業者や課税売上割合が低い事業者に不公平が生じる場合は、個別に対応を検討してまいります。</p> <p>観光スポーツ部においては、補助対象経費に消費税相当を含めない補助金について、ご意見を踏まえ、補助対象事業者に丁寧に説明を行ってまいります。</p>
【補助金における消費税相当額返還の取扱いについて】※1 消費税の取扱いを明文化しておらず、返還義務の有無を確認していない点について	意見	59	<p>教育委員会事務局では、文化財総合対策事業補助金について、補助金に係る消費税相当額の返還について明文化していないと回答している。</p> <p>文化庁の文化財補助金会計要項のうち、「文化財保存事業費関係補助金交付要綱」には、消費税相当額の返還が明記されていることから、県が要綱等で明文化しない理由はないと考えられる。また、明文化されたルールがないことから、令和4年度の補助対象事業者から返還を受けるべき消費税相当額があるのかどうかも定かでない。</p> <p>今後、教育委員会事務局関係の補助金に係る消費税相当額の返還については、要綱等に明示する必要がある。</p>	<p>当該補助事業については、令和6年度要綱から消費税等の取扱いに関して明示しました。</p>
【補助金における消費税相当額返還の取扱いについて】※1 免税事業者等からの仕入に係る消費税相当額の返還義務について	意見	60	<p>令和5年度に係るアンケート結果より、令和5年10月1日からインボイス制度が導入されたことに伴う激変緩和措置として、制度導入後6年間は、適格請求書発行事業者登録をしていない免税事業者等からの仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合（令和8年9月末までは80%、その後令和11年9月末までは50%）を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられている。</p> <p>この経過措置に対応する消費税相当額についても、補助金の返還義務があるかアンケートで確認したところ、企画振興部松本空港課のみが返還義務があると回答した。企画振興部交通政策課や教育委員会事務局、観光部は</p>	<p>企画振興部においては、ご意見を踏まえ、補助金要綱に消費税の返還義務に関する定め等を検討してまいります。</p> <p>本事案に該当する補助事業者が適切に手続きできるよう対応してまいります。</p> <p>県民文化部においては、当該補助事業について、令和6年度要綱から消費税等の取扱いに関して明示しました。</p> <p>なお、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置については、「監査の意見」のとおり、返還義務があると整理しました。</p>

			<p>返還義務について検討していなかった。 これまで返還義務について定めていない部局においては、要綱等に定めておく必要がある。</p>	<p>本事案に該当する補助事業者が適切に手続きができるよう対応してまいります。 観光スポーツ部においては、補助金について、ご意見を踏まえ、補助金要綱に消費税の返還義務に関する定め等を検討してまいります。</p>
<p>【補助金における消費税相当額返還の取扱いについて】※1 2割特例を適用した場合の消費税相当額の返還について</p>	<p>意見</p>	<p>60</p>	<p>補助対象事業者が、いわゆる「2割特例」を適用する事業者である場合に、補助金に含まれる消費税相当額の返還について検討しておく必要がある。 今回のアンケート結果では、企画振興部交通政策課や教育委員会事務局は、この特例の取扱いについて検討していなかった。返還義務は発生しないものの、制度の変更に応じて対応方針を事前に検討しておく必要はあったものとする。</p>	<p>企画振興部においては、ご意見を踏まえ、制度の変更に応じて対応方針を事前に検討するよう取り組んでまいります。 県民文化部においては、いわゆる「2割特例」を適用した場合の消費税相当額の返還について、「監査の意見」のとおり、簡易課税の場合と同様に返還義務はないものと整理しました。 今後は制度の変更に応じて対応方針を事前に検討するよう取り組んでまいります。</p>
<p>【補助金における消費税相当額返還の取扱いについて】※1 補助金に係る消費税相当額の返還事務について</p>	<p>意見</p>	<p>61</p>	<p>補助金に係る消費税相当額の返還事務については、インボイス制度導入に伴う経過措置もあり、より複雑になっている。 制度が仮に改善されるとしても、それには時間がかかると推測される。そうであれば、県としては、その間、補助金に係る消費税相当額が正しく返還されるような対応が必要となる。 今後、補助金交付に関わるすべての部局で、補助金交付時の消費税相当額の返還に関して、職員向けの手続書の整備や、補助事業者向けの説明資料の作成等を行い、公金を原資とする補助金に係る消費税相当額の返還漏れが生じないような制度の整備が必要であるとする。</p>	<p>企画振興部においては、補助金における消費税の取り扱いについて、令和6年3月19日付5財第112号財政課長通知「補助金等における消費税等仕入税額控除の取扱いについて（依頼）」に基づき必要な対応をしてまいります。 県民文化部においては、当該補助事業について、引き続き令和6年3月19日付5財第112号財政課長通知「補助金等における消費税等仕入税額控除の取扱いについて（依頼）」に基づき必要な対応をしてまいります。 産業労働部においては、補助金交付時の消費税相当額の返還に関して、令和6年3月19日付5財第112号財政課長通知「補助金等における消費税等仕入税額控除の取扱いについて（依頼）」により対応しています。 観光スポーツ部においては、補助金における消費税の取扱いについて、令和6年3月19日付5財第112号財政課長通知「補助金等における消費税等仕入税額控除の取扱いについて（依頼）」により対応しています。</p>
<p>【予算関連業務】 予算関連業務の課題について</p>	<p>意見</p>	<p>69</p>	<p>各現場の予算関連業務に関して、単に一部門に留まらず、横断的な課題があるとする。 予算関連業務に関する課題は次のとおりである。 ア.「事業」集計をめぐる課題 イ.「区分経理」手作業集計の課題 ウ.「事業」には集計されない予算があること 予算関連業務の課題に対する提言は次のとおりである ア.「事業」定義を明確にし「計画」「予算」「決算」「事業点検」間で1種類に統一する イ.「計画」システムを導入し、当初「予算」の”要望書”を「事業」の原始データとしてデータベース化する ウ. 予算議案から「事業」の展開ができるようにする エ.「会計」システムの「事業コード」は「予</p>	<p>予算集計と会計システムの連携及び事業コード体系の整理と集計システムの構築については、システム改修等が行われる際にシステム所管部局へ検討を要望してまいります。</p>

			<p>算」システムで確定した「事業」「細事業」「細細事業」コードに連携する</p> <p>オ. 「事業点検」と「計画」「予算」「決算」データが整合していることが容易に確認できるようにする</p> <p>カ. 補正予算分や「配当」「再配当」前後の予算と実績も「事業」別に対応表示できるようにする</p> <p>キ. 事業ごとの「区分経理」業務を削減する</p> <p>ク. 担当部署を明確にする</p> <p>ケ. ホームページに計画・予算・決算・事業評価照会システムを導入する</p>	
<p>【観光部全般的事項】</p> <p>内閣府提出公益目的支出計画実施報告書との不一致について</p>	結果 (指摘)	85	<p>令和4年度分として、観光機構が内閣府に提出した「公益目的支出計画実施報告書」は、社員総会に提出された「公益目的支出計画実施報告書」と公益目的財産残額が不一致であった。</p> <p>観光機構は、過年度に遡って調査を行い、差異を修正する必要がある。</p>	<p>観光機構において過去に遡って調査を行ったところ、過年度決算数値に誤りがありました。これを受け、観光機構において修正の税務申告を行うとともに、令和6年6月に行われた同機構の理事会・社員総会において過年度決算書及び公益目的支出計画実施報告書の訂正を行いました。県及び機構において再発防止策を策定し、機構においては当該理事会・社員総会において、県においては長野県議会6月定例会の観光委員会において報告を行いました。今後はこのようなことがないよう機構のガバナンス体制の強化、県のチェック体制の強化を図ってまいります。</p>
<p>【観光部全般的事項】</p> <p>令和4年度の公益目的支出計画実施報告書の記載について</p>	結果 (指摘)	86	<p>観光機構の作成する計算書類等のうち、正味財産増減計算書内訳表は、「実施事業等会計」と、それ以外の事業収支を記載する「その他会計」及び法人管理業務の収支を記載する「法人会計」の3つに区分されている。</p> <p>これら3つの区分、あるいはそれらのうち2つの区分に関連して発生する費用については、適正な基準で配賦しなければならない。</p> <p>観光機構は、移行認可の際に採用した配賦基準について、その後見直しを行っていない。このことにより、平成28年6月以降軽井沢町への特定寄付分2.5%が過大に「実施事業等会計」に配賦され、また、令和4年度は「その他会計」に集計すべき租税公課が過大に「実施等事業」に配賦されている。この結果、令和4年度末現在の公益目的財産残額は正確ではない。</p> <p>観光機構は、公益目的支出計画認可時の計画内容と現状の事業内容に差異がないかを確認し、公益目的支出計画の見直しの要否を検討する必要がある。</p>	<p>観光機構において、令和5年度の途中から新たに導入した勤務管理システムを活用し、令和6年度の公益目的支出計画実施報告書では実態に即した配賦基準に見直してまいります。</p>
<p>【観光部全般的事項】</p> <p>実績報告の吟味に基づく負担金額の確定について</p>	結果 (指摘)	87	<p>県は、観光振興を地域経済の活性化に結びつけるために、観光機構に多くの事業に係る費用相当額を、一括して負担金として交付している。</p> <p>16事業について、県負担経費の金額(予算額)と、観光機構が県に提出している実績報告書に記載されている実績(支出)額を比較すると、3つの事業以外は予算と実績報告書における支出額が一致している。</p> <p>予算に実績を一致させるような報告書をもって、県の負担金額を確定することには問題がある。実績額の根拠が明らかとはいえないからである。</p>	<p>令和5年度の精算からは新たに導入した勤務管理システムによる労働従事割合を基に共通経費の配賦を事業別に行うよう改めました。これにより観光機構は、より実態に即した実績報告書の作成・提出をし、県は同報告書を受け内容を確認し、負担金の金額を確定いたしました。</p>

			<p>今後、観光機構は実績額の根拠を明らかにして県に報告を行う必要があり、また、県は観光機構からの実績報告の内容を十分吟味し、観光機構への負担金の金額確定を行う必要がある。</p>	
<p>【観光部全般的事項】 事業費用の会計数値との不一致について</p>	<p>結果 (指摘)</p>	89	<p>観光機構の県からの負担金に係る事業の実施に要する費用は、実質的に全額県が負担しているため、本来、観光機構の会計数値（正味財産増減計算書）における受取県負担金並びに事業費、及び実績報告書における支出額は一致することとなる。</p> <p>しかしながら、実績報告書における支出額は、正味財産増減計算書内訳表における「実施事業等会計」の事業区分ごとの事業費とは一致していない。</p> <p>観光機構は、正味財産増減計算書内訳表の決算額に基づき実績報告書を作成するか、もしくは、配賦による差異が合理的であることを説明できるよう対応する必要がある。</p>	<p>観光機構において、令和5年度の途中から新たに導入した勤務管理システムを活用し、実績報告書の費用内訳を実態に即したものとすることにより、正味財産増減計算書内訳表との差異が合理的に説明できるようにしました。</p>
<p>【観光部全般的事項】 過大な負担額について</p>	<p>結果 (指摘)</p>	90	<p>観光機構の県からの負担金に係る事業の実施に要する費用は、実質的に全額県が負担している。ここで、県から交付される負担金以外に他の主体から負担金が交付されている事業が存在している。</p> <p>県以外の他の主体からの受取負担金が計上される事業については利益が計上される可能性があるが、本来事業費を負担する趣旨の負担金で利益が計上されることとなり妥当ではない。</p> <p>今後、県は、協定の記載を変更し、県以外からの負担金がある場合には、事業費から当該負担金相当額を控除して支給することとするなど、過大な負担とならないよう対応する必要がある。</p>	<p>令和4年度決算以前にも他団体からの負担金が交付された事業があり、県としても承知し負担金を決めております。ご指摘を受け、令和5年度の精算から実績報告書の費用内訳を実態に即したものとしております。これにより適切な費用計上をしており、今後も県負担金事業に係る県以外の他主体からの負担金については適切に確認を行い、過大な負担金にならないよう対応をまいります。</p>
<p>【観光部全般的事項】 負担金により一括で支出することの問題点について</p>	<p>意見</p>	91	<p>他の都道府県の自治体DMOの正味財産増減計算書等を見ても、多額の負担金を支出している県は確認できず、補助金として処理している例が多い。</p> <p>仕様書で詳細な設定が可能な事業は委託事業とし、裁量の幅を持たせるべき事業は、複数事業をまとめて現状の実質的な事業及び費目間流用に可能性を持たせた柔軟な補助金とすることなど、現状の負担金については、あり方の検討が必要と考える。</p> <p>なお、現状でも、実質的に委託と判断される場合には、法人税法上は収益事業に、消費税法上は課税売上となり、観光機構の納税額に影響がでる可能性があるため、県と観光機構はその点にも留意が必要である。</p>	<p>現行の制度は過去の検討の結果、「DMO連携事業負担金」として整理をしているものでございますが、ご意見を踏まえ、今後あり方について検討をまいります。</p>
<p>【観光部全般的事項】 観光機構における事業別原価計算について</p>	<p>意見</p>	94	<p>観光機構は、事業ごとの計数管理を行えるよう、たとえば工数管理の仕組みを整備するなどし、適切な事業別原価計算ができるような体制を構築することが求められる。そのうえで、県への予算要求や事業ごとの実績報告を原価計算に基づき行うことで説明責任を果たしていく必要がある。</p> <p>一方、県は、観光機構に係る事業の予算化の際には、事業内容に基づく積算内容等を吟味し、所要金額について実質的な審査を行う必要がある。また、観光機構から提出される実績報告については、予算書との突合だけでなく、実績数値の集計の妥当性についても確認する必要がある。</p>	<p>観光機構において、令和5年度の精算からは新たに導入した勤務管理システムによる労働従事割合を基に共通経費の配賦を事業別に行うよう改めました。これにより事業ごとの計数管理ができるようになりました。</p> <p>また、令和7年度の予算要求に当たっては機構から令和5年度の実績を踏まえた、経費内訳を提示されているところです。</p> <p>県では予算査定及び負担金の報告書の審査の過程において、事業効果も含めた実績数値の妥当性について確認をまいります。</p>

<p>【観光部全般的事項】 観光機構の正味財産増減計算書内訳表における配賦基準の合理性について</p>	意見	94	<p>観光機構においては、事業別原価計算制度を構築する際には、関連費用の配賦をどのように行うかの検討も重要である。 適正な会計処理表示、並びに公益目的支出計画の適切な履行の観点及び業績管理の観点からも、適切な配賦基準に基づき設定した費目別の配賦率を適用する必要がある。</p>	<p>観光機構において、令和5年度の精算及び令和7年度予算からは新たに導入した勤務管理システムによる労働従事割合を基に共通経費の配賦を事業別に行うよう改めました。</p>
<p>【観光部全般的事項】 退職給付引当金の計上額の見直しについて</p>	意見	95	<p>観光機構の令和4年度末の貸借対照表に計上されている退職給付引当金は49,099千円であるが、従来の退職金規程による期末退職金要支給額は48,971千円である。 令和4年度末の退職給付引当金は、既に確定している退職金支給額の見直し前の金額である48,971千円を計上する必要がある。</p>	<p>観光機構において、ご意見を踏まえ、適切に退職金引当金を計上してまいります。</p>
<p>【観光部全般的事項】 退職給付引当金の会計方針の記載について</p>	意見	95	<p>観光機構の退職給付引当金の計算方法は、中小企業退職金共済からの給付額を控除して計算することになっており、つぎのように会計方針を記載する必要がある。 「職員の退職給付に備えるため、期末退職給付の要支給額に相当する金額から、中小企業退職金共済の給付予定額を控除した金額を計上しております。」</p>	<p>観光機構において、ご意見を踏まえ、令和5年度決算書類の財務諸表に対する注記1項4に記載し、6月に開催した理事会・社員総会において承認を得ております。</p>
<p>【観光部全般的事項】 令和4年度の貸借対照表について</p>	意見	96	<p>観光機構の令和4年度の社員総会承認済の貸借対照表と税務申告用の貸借対照表について、流動資産が40,000千円、流動負債が19,950千円、正味財産は59,951千円の差異がある。また、正味財産増減計算書は、一般正味財産期首残高が59,951千円不一致となっている。観光機構は、過年度に遡って原因を調査の上、いずれかの計算書類を修正する必要がある。</p>	<p>観光機構において、過去に遡って調査を行ったところ、過年度決算数値に誤りがありました。これを受け、観光機構において修正の税務申告を行うとともに、令和6年6月に行われた同機構の理事会・社員総会において過年度決算書の訂正を行いました。</p>
<p>【観光地域づくり推進事業】 補助金の申請内容の適正な審査について</p>	結果 (指摘)	99	<p>補助事業が終了し、観光機構が実績報告書を提出した際に、県は補助事業に従事した職員であっても常勤職員の人件費や管理費は補助対象として認めず、補助金額を6,050千円から252千円へと減額している。 補助金の交付要綱では、経常的な経費は対象外とされており、人件費については経常経費との切り分けが困難であったため減額となったとのことである。補助金の交付決定後の減額については補助事業実施主体者である観光機構に与える影響も大きい。 補助事業実施主体の人件費等を適切に措置できる仕組みを検討すべきであった。</p>	<p>補助金の交付に当たっては、実施主体と交付者で認識に齟齬が無いように要綱の記載内容を確認し丁寧な説明を実施してまいります。</p>
<p>【観光地域づくり推進事業】 専務理事への県職員OBの登用及び人件費負担金について</p>	意見	99	<p>観光機構の専務理事には、以前に観光部に所属していた県職員のOBが就任しており、当該県職員OBに支払う理事報酬については、県が観光機構に対し負担金として支払っていた。その後、OBが専務理事を退任し、県は負担金の支出を取りやめている。 県職員OBが専務理事であれば人件費を負担し、プロパー職員や外部人材であれば人件費を負担しないとするは県の方針に矛盾するともいえ、今後留意が必要である。</p>	<p>県において、ご意見を踏まえ、県職員OBの登用及び人件費負担についてはより適切に取り扱ってまいります。</p>
<p>【観光地域づくり推進事業】 専門人材の配置に係る負担金について</p>	意見	100	<p>専門人材の配置事業は、県のDMOである観光機構の人的リソースを負担金として支出する事業であり、専門人材の人件費につき県が負担金を支出している。 対象となる専門人材は本来的には一事業のみではなく、各事業の実施のために配置される人員である。専門人材の配置に係る負担金として一括計上するのではなく、該当する各</p>	<p>令和6年度当初予算から、事業ごとに専門人材の人工を積み上げて計上をしているところです。</p>

			<p>事業予算に配分される必要がある。</p> <p>また、各事業予算とその成果を対比して事業の効率性を測定する際にも、専門人材の件費は各事業で適切に集計される必要がある。</p>	
<p>【観光地域づくり推進事業】 信州の観光地魅力向上実践事業補助金の想定事例の作成について</p>	意見	100	<p>信州の観光地魅力向上実践事業補助金は、観光事業者等が所定の事業を行うにあたり必要とする事業費の一部と、補助金の事務に要する事務費を県が観光機構に交付するものである。</p> <p>観光機構は22団体の想定事例を作成し55,000千円の補助金額を申請したが、実際には13団体22,233千円の応募に留まっている。</p> <p>観光機構の想定事例の内容はあくまでも観光機構の想定であり、募集後、申請することになる観光事業者等に対する補助金交付の適否や補助金額の適正性を判断する上で必須とは言い難い。また、想定事例の作成は観光機構に対し過度な事務負担となるもので、補助金の申請にあたり不要であったとも考えられる。</p> <p>補助金に係る事務の効率化のため、補助金の申請資料については、その目的と必要性、効果を十分に検討したうえで決定する必要がある。</p>	<p>県において、ご意見を踏まえ、補助金に係る事務の効率化のため、補助金の申請資料は、目的と必要性・効果を十分に検討し、精査するよう努めてまいります。</p>
<p>【観光地域づくり推進事業】 観光機構を通じて実施する補助事業に対する事務費の補助方針の統一について</p>	意見	101	<p>観光機構で発生する県の補助事業に関する経費を県がどこまで負担するかは、県の観光機構に向けた補助金交付要綱に定められているが、事業によって大きく異なっている。</p> <p>観光機構が実施する補助事業について、観光機構が負担する事務費のうちどの部分を負担するかについては、県と観光機構の双方が納得できる統一的な方針を持ち、県民に説明できるように整理しておく必要がある。</p>	<p>県において、今後同様の補助金を創設する場合は、補助金の使途を明確にし、確認書類を入手する制度を検討してまいります。</p>
<p>【山岳遭難防止対策事業】 遭難防止対策事業の成果指標について</p>	意見	108	<p>県は、山岳遭難防止対策事業の成果指標として、遭難による死傷者の人数を用いている。しかしながら、遭難者の増減要因は登山者の人数に比例するもので、登山者のうち遭難する者の割合を把握することは困難であること、救助活動等は警察本部の管轄であるため、遭難者が登山届を提出していたのかどうか等の県の事業との関係を知りうる立場にないことなどから、死傷者数を県の事業の成果と関連付ける根拠は乏しい。</p> <p>安全対策や普及啓発活動など、県の努力に連動する活動やその結果を成果指標にすることが望ましい。</p>	<p>遭難者の傾向を踏まえ、令和6年度の成果指標には「単独登山による遭難件数の割合」に改める対応を行っております。ご意見を踏まえ、今後もより適切な成果指標について検討してまいります。</p>
<p>【安全登山普及推進事業】 登山計画書の義務化と安全意識の普及・徹底についての登山者への更なる周知について</p>	意見	111	<p>県は、山岳遭難防止対策協議会と協力し、登山口の登山ポストを維持管理し、登山計画書やアンケートの回収に努めている。印刷された登山計画書の配置が効率的でない登山口にも、県の登山計画書の電子申請窓口のQR化や義務化の周知等のPRなど、今後もより多くの登山者からのアンケートの回収に努め、登山者の安全登山に対する意識の啓発に努めていくことが望ましい。</p>	<p>登山安全条例に基づき、主要な登山口において、案内看板に登山計画書の届出義務化の周知とともに二次元コードを掲示し、オンラインによる届出の促進に努めているところです。今後も登山計画書の届出促進とアンケートの効果的な実施を図り、安全登山の啓発に努めてまいります。</p>
<p>【安全登山普及推進事業】 登山計画書回収事務費補助金の性質と事業の実施主体について</p>	意見	111	<p>登山計画書回収事務費補助金は、各地区の山岳遭難防止対策協会が登山ポストに投函された登山計画書を回収して県に提出するための通信費、交通費や人件費などの経費に充当される。</p> <p>登山計画書の回収は、県と各地区の山岳遭</p>	<p>登山計画書の回収については県と県山岳遭難防止対策協会、地区山岳遭難防止対策協会と協定を結んだ上で役割分担を整理し、補助金として支助しています。ご意見を踏まえ、負担金として支出することについて関係機関と検討してま</p>

			<p>難防止対策協会との役割及び責任を明確したうえで共同事業として実施されるものであり、山岳遭難防止対策協会自らの単独事業ではないため、県が協定に基づき負担すべきものとして、負担金に該当すると考える。登山計画書回収事務費補助金の取扱いを再検討する必要がある。</p>	<p>います。</p>
<p>【観光業就業促進・生産性向上対策事業】 人材確保に向けてのアンケート結果のフィードバックについて</p>	意見	116	<p>観光関連団体及び観光関連事業者へのアンケートが実施されており、FAX他文書又はヒアリングで一定数の回答を入手しているが、当該アンケート調査結果を取りまとめるための文書化が実施されていなかった。</p> <p>アンケート結果から県の観光産業としての人材確保等の課題抽出がなされ、現状認識が共有されるとともに、今後取り組むべき政策、事業を策定する際の有益な情報を提供するものとして、事業結果の総括が文書化されるなど適切なフィードバックが望まれる。</p> <p>県がアンケートを実施する場合には、結果を取りまとめて文書化し、必要に応じて公表する必要がある。</p>	<p>ご意見を踏まえ、結果を取りまとめ、業界団体へ共有するなどのフィードバックを行いました。</p>
<p>【観光業就業促進・生産性向上対策事業】 アクションプランの実行について</p>	意見	116	<p>県は、部門横断的に長野県就業促進・働き方改革戦略会議を実施しており、分野別のアクションプランを策定している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の5類移行もあり、一時的に悪化していた需要が急回復したため多方面で供給が追い付かない状況が続いている。とりわけ、観光業においては、インバウンド消費の拡大が顕著となるなか、企業の人手不足感が増加している。</p> <p>アクションプランにおいて、受け皿となる宿泊業等の就業促進及び外国人材の活用のための施策が急務であり、対応を進めていく必要がある。</p>	<p>観光業への就業促進を図るため、宿泊業や交通など観光に関連する業種を複数体験するインターンシップや、宿泊施設の求人や業務改善のため伴走支援を行うモデル事業、外国人材の受入・定着等をテーマとした観光事業者向けセミナーの実施の取組を進めております。今後も、観光事業者の人手不足対策に向け、必要な施策を検討、実施してまいります。</p>
<p>【観光誘客促進事業】 長野県観光マップの有効活用について</p>	意見	123	<p>長野県観光マップについては、作成部数の縮小を踏まえ、さらに環境対策等も鑑み、デジタル・Web媒体でのマップ等を公開することも意義あるものと考えます。</p> <p>長野県観光マップがより有効に活用されるよう努めていくことが望ましい。</p>	<p>観光マップは、各部局主催イベントでの配布や県民から紙媒体での配布を希望する声も多く、仮に見直しをしたとしても一定数の印刷は必要となるほか、地図画像の二次利用許可やホームページへ掲載する際の画像ファイルの解像度担保など、解決すべき課題があるため順次検討・対応してまいります。</p> <p>今後とも観光マップが有効に活用されるよう努めてまいります。</p>
<p>【しあわせ信州観光キャンペーン事業】 観光機構内の予算稟議と県予算要求との不整合について</p>	意見	125	<p>本事業は、関西地区からの県内を周遊する旅行商品に対して助成することで、県内長期滞在プランの商品造成を促し送客につなげる事業である。</p> <p>観光機構は、負担金の対象となる経費として予算150万円(30万円/社×5件)を県へ申請しているが、観光機構内部の予算稟議では90万円(30万円/社×3件)としており、県への申請額が過大となっている。</p> <p>同事業内の他の事業及び費目への流用が認められているため実質的な影響は大きくはないが、各事業において予算策定段階での精緻な積算に基づき県に負担金の申請を行い、予算と実績との乖離を適切に把握する仕組みが必要である。</p>	<p>本件につきましては、県と機構で話し合いの結果変更となったものでありますが、ご意見を踏まえ、今後同種の補助事業を実施する際は、より密に連携し、事業内容を検討してまいります。</p>
<p>【スノーリゾート等満喫事業】 営業期間と補助対象</p>	意見	132	<p>スノーリゾート受入環境整備事業支援事業補助金は、県内索道事業者が行う利用客の利便性向上や生産性向上、人手不足対策を目的</p>	<p>ご意見を踏まえ、今後同種の補助事業を実施する際は、事業期間の十分な確保等、補助対象者にとって活用しや</p>

<p>期間との整合性について</p>			<p>としたDX推進やインバウンド対応等の機材購入や予約システム構築費用等を支援するものである。</p> <p>当該補助金の補助対象期間は11月中旬から3月末までと、スノーリゾートの営業期間と同じであり、環境整備のために、営業を一時的に中止することは現実的ではなく、通常の営業に支障のない範囲内での環境整備に留まらざるを得ない。</p> <p>スノーリゾートの整備に対する補助など季節性の高く、営業できる期間が限られている産業に対する補助は、通常の営業に支障のない適切な内容と適切なタイミングで実施する必要がある。</p>	<p>すいよう留意してまいります。</p>
<p>【スノーリゾート等満喫事業】 雪を確保するための持続可能な支援体制について</p>	<p>意見</p>	<p>133</p>	<p>スノーリゾートには、気候変動による雪不足のため、営業開始時期の遅れや、滑走可能日数の減少などのリスクがある。また、雪不足や悪天候等により、スノーリゾートで行われる大会などが中止となる事例も見受けられる。</p> <p>このような状況が今後も生じる可能性を考慮した上でスノーリゾートの持続を図るのであれば、県をはじめとする外部からの一定の支援は今後も必要と思われる。</p> <p>今後も、スノーリゾートに対して持続可能な支援に努めていくことが望まれる。</p>	<p>雪不足や施設の老朽化等厳しい経営環境にあるスノーリゾートは、本県の重要な観光資源であることから、令和5年度に有識者等からなる懇談会を開催し、「今後のスキー場振興に関する方針」を取りまとめました。同方針に基づき、スキー場の経済波及効果の分析支援や、アドバイザーの派遣等を実施する他、国の補助事業の拡充に係る要望等を行っております。今後も、持続可能なスノーリゾートの実現に向け、必要な施策を検討、実施してまいります。</p>
<p>【体験型修学旅行誘致促進事業】 補助金が適切に使用されていることを確認する手続の不備について</p>	<p>結果 (指摘)</p>	<p>138</p>	<p>体験型修学旅行等誘致促進事業補助金について、申請・交付決定に関する各種資料を閲覧したところ、学校または団体自らが申請した事例は数件に留まっており、ほとんどが旅行会社による申請であった。</p> <p>旅行会社による補助金の申請のうち任意の50件について、旅行会社から提出を受けた実績報告書と、旅行会社が学校等に宛てた旅行代金の明細書、精算書、請求書等を閲覧したところ、49件は修学旅行等の旅行代金や合宿の催行費用から県の補助金が控除されていることを示す記載がなく、県の補助金がどのように利用されているのかを確認できない状況であった。</p> <p>旅行会社に対して補助金を交付する場合は、当該補助金はどのように使用され、補助目的が達成されたかどうかを確認する必要がある。そのことが確認できる書類を入手しておく必要がある。</p>	<p>今後同種の補助制度を実施する場合には、補助目的が達成されたかどうかを確認できる書類を添付するよう要綱に記載する等対応を行ってまいります。</p>
<p>【体験型修学旅行誘致促進事業】 補助対象ごとの補助金額及び件数の把握について</p>	<p>意見</p>	<p>139</p>	<p>体験型修学旅行等誘致促進事業補助金交付要綱では、補助対象者を、学校から依頼を受けて長野県内の体験型修学旅行等を手配する旅行会社とし、学校や団体が自ら手配あるいは催行する場合は当該学校や団体を補助対象者としている。県は、令和4年度に584件の補助を行っているが、旅行会社に対する補助と学校や団体に対する補助がそれぞれ何件あるのか、その内訳を把握していない。補助金の利用状況を把握し、その効果を測定するためにも、補助対象者の状況を把握しておく必要がある。</p>	<p>今後同種の補助制度を実施する場合には、補助金の利用状況及び効果測定を確認できるよう事業を設計する等対応を行ってまいります。</p>
<p>【インバウンド需要緊急回復対策事業】 実際の補助事業者からのエビデンスの徴収について</p>	<p>意見</p>	<p>143</p>	<p>「1）新規ツアー造成に対する支援」について、令和4年度に観光機構は、タイにある旅行代理店3者への助成を実施しており、観光機構は、助成金の公募やその後の手続を現地のコディネータに委託している。</p>	<p>今後助成金の支払いについてはコディネータを介さず、直接支給する形で実施するよう仕様書に記載する等対応を行ってまいります。</p> <p>なお、令和4年度分については、コ</p>

			<p>現地旅行会社への助成金の支払については、観光機構からコーディネータへ支払い、コーディネータから旅行会社へ再送金される運用となっているが、コーディネータから現地旅行会社への送金が適切になされたかについて確認できていない。</p> <p>本事業は新たな事業であり、その仕組みや運用の有効性、効率性等についてモニタリングする必要性はより高いと考える。現地旅行会社が助成金を受領していることを確認できる仕組み・運用とする必要がある。</p>	<p>ディネータから現地旅行会社への送金が適切になされていたことを確認いたしました。</p>
<p>【県営体育施設管理運営事業費】 長野県立武道館使用料の算定方法の見直しについて</p>	意見	150	<p>長野県立武道館の指定管理者の令和4年度の収支報告書においては、利用料収入が予算の29,917千円に届かず、収入合計の13.8%に留まっている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の行動制限の解除や、イベント等の実施により、令和4年度の利用者数、利用料金収入は共に令和3年度よりも増加しているが、施設の運営に必要なコストを賄えているとはいえない。</p> <p>受益者負担の観点と、発生するコスト、コロナ禍後の利用料収入の動向を注視し、状況に応じて見直しを検討する必要がある。</p>	<p>負担割合の設定にあたっては、『受益者負担の適正化』の観点と併せ、県として、武道その他スポーツの振興という『武道館の設置目的の推進』の観点が必要と考えております。</p> <p>ご意見も踏まえ、上記2つの観点から今後計画的に検討を進めてまいります。</p>
<p>【県営体育施設管理運営事業費】 ネーミングライツ制度の検討について</p>	意見	151	<p>県は、所有する施設などの名称に、社名や商品名などの愛称をつけることができるネーミングライツ制度を導入している。</p> <p>長野県立武道館においても、施設の魅力を高め、また、新たな財源の確保を行うためにも、ネーミングライツ制度の導入を視野にいれる必要がある。</p>	<p>開館から約5年が経ち、コロナ禍後の規制緩和による武道大会・大型イベント等の増加に伴い、より一層の施設の認知が進むと考えております。認知状況を踏まえ、ネーミングライツ制度導入の可能性について検討してまいります。</p>
<p>【地域間幹線バス路線確保維持事業】 補助対象路線の補助理由の開示について</p>	意見	156	<p>令和4年度の系統別確保補助金の実績は7事業者29系統で、この29系統は県ホームページで開示されている。しかしながら、維持計画、系統別計画とも開示されておらず、地域住民の生活のために確保・維持が必要と認められた経緯を把握することは困難となっている。</p> <p>当初から赤字が見込まれているバス路線を国・県が補助を行ってまで運行する目的・必要性を広く開示する必要性は高いと考える。系統確保補助金の補助対象路線の補助理由をホームページに記載するなどして広く開示することが望ましい。</p>	<p>他県の掲載状況なども参考にしながら、議論の経過や補助理由など、県民に分かりやすい情報開示に努めてまいります。</p>
<p>【地域間幹線バス路線確保維持事業】 現在の補助制度について</p>	意見	156	<p>系統確保補助金は、補助対象路線の見込みの経常費用と見込みの経常収益の差額である運行欠損費(赤字分)を補助するものである。あくまでも赤字の補てんであり、補助対象路線が利益を生み出すことまでは想定していない。</p> <p>利益の確保が想定されない事業を民間企業が担わざるを得ない状況については、現在の補助制度は十分なものではないことに留意しておく必要がある。</p>	<p>国に対しては、制度の見直しや十分な予算の確保を例年要請しているところです。</p>
<p>【地域間幹線バス路線確保維持事業】 人員不足の状況について</p>	意見	156	<p>令和6年4月から労働規制が強化される、いわゆる「2024年問題」は乗合バス事業者も対象であり、バス運転手の人手不足に拍車をかけるともいわれている。</p> <p>状況の改善に向けて県、市町村、乗合バス事業者等は、それぞれの役割を早急に明確化する必要がある。地域公共交通を維持させていくうえで、バス運転手の人手不足の解消は大きなテーマと考える。状況の改善に向けて積極的に対応を図っていく必要がある。</p>	<p>令和5年度から、求職者向けのマッチングイベントの開催、地域就労支援センターへの「運輸業界」相談窓口の設置等の取組を行っております。</p> <p>また、令和6年度からは他都道府県から移住してバスドライバーに就業する者に対し、移住経費を支援しております。</p> <p>今後も引き続き、あらゆる機会をとらえて、人手不足の解消に取り組んでまいります。</p>

<p>【公共交通乗換案内サイト構築事業】 信州ナビに蓄積されたデータの取扱いについて</p>	<p>意見</p>	<p>161</p>	<p>地域連携 I Cカードの導入は令和7年春を予定している。地域連携 I Cカードは信州ナビの機能をすべて代替するものではなく、地域連携 I Cカード導入後も信州ナビのサービスを続けることに特段の問題はないと考える。信州ナビと地域連携 I Cカードでデータの入手方法が複数あることも不効率とはいえないが、このことについては、それぞれのデータをどのように活用するか方針を明確にしておくことが前提となる。地域連携 I Cカードの導入を踏まえて、信州ナビのデータの取扱いを明確化する必要がある。</p>	<p>地域連携 I Cカードの導入により、利用データ（どの停留所から乗車し、どの停留所で降車したか等）の取得が容易になります。信州ナビにはこのようなデータは蓄積されていないため、地域連携 I Cカードの導入を通じ、データを活用した施策の立案、実施について研究してまいります。</p>
<p>【みんなのタクシー利活用促進事業】 タクシー乗務員の状況について</p>	<p>意見</p>	<p>163</p>	<p>タクシー乗務員について長野県は、60歳以上の割合が高く、40代の割合が低い。女性乗務員の割合は全国合計よりも高いが、60歳以上の女性乗務員の割合が全国合計より高い。 バス運転手と同様にタクシー乗務員についても人材不足の状況がうかがえる。 タクシー事業支助金は一定の成果をあげていると考えるが、人手不足の抜本的な解消については、問題の所在を明確にして、その解決方法を検討するなど、より深い考察が必要である。</p>	<p>「長野県タクシー供給不足対策連絡調整会議」（令和6年5月）を開催し、国・市町村やタクシー事業者等と課題や国の制度改正等について情報共有及び意見交換を行いました。 今後も関係者と連携を図りながら、人手不足の解消に向け取り組んでまいります。</p>
<p>【みんなのタクシー利活用促進事業】 UDタクシーの普及状況について</p>	<p>意見</p>	<p>165</p>	<p>長野県のタクシーの総車両数は2,321台で47都道府県中22番目、UDタクシー車両数は130台で24番目、UDタクシー車両数の総車両数に占める割合は5.6%で31番目となっている。 47都道府県の中ではタクシーの総車両数に占めるUDタクシー車両数の割合が比較的に低い状況となっている。UDタクシーの導入が進むよう、今後も対応を図っていく必要がある。</p>	<p>県では、長野県タクシー協会を通じてUDタクシーの導入支援を行っております。今年度は補助対象に認定レベル準1級の車両を追加いたしました。 引き続き、UDタクシーの導入拡大に向けて支援を実施してまいります。</p>
<p>【多角連携型モビリティ・ネットワーク形成事業】 多角連携型モビリティ・アドバイザーの派遣について</p>	<p>意見</p>	<p>167</p>	<p>多角連携型モビリティ・ネットワーク形成事業は、地域交通の最適化・充実等に対して、複合的な観点から助言等を行うサポート人材を県が委嘱または招聘し、課題を抱える市町村等へ派遣するものである。 地域公共交通ネットワークをどう維持するかが課題とされているなかで外部専門家の知見を得る意義は高いと考えるが、執行率が低い状況が続いている。 市町村等にとって最新の情報・情勢に接しておくことは重要と考える。事業の有効性を高めるよう、事業の意義をより積極的にアピールしていくことが望ましい。</p>	<p>市町村等において地域交通の最適化は喫緊の課題となっており、令和6年度は5地区へ派遣しております。 引き続き、市町村等へ積極的な活用を呼びかけてまいります。</p>
<p>【地域公共交通最適化推進事業】 長野県地域公共交通計画（素案）における観光の取組について</p>	<p>意見</p>	<p>170</p>	<p>長野県公共交通活性化協議会は令和5年度に長野県地域公共交通計画（素案）をまとめている。 「長野県に人を呼び込む諸施策」の観点からみると、観光における地域公共交通の諸施策は、鉄道、バス、タクシーなどの公共交通事業者の担う役割が大きいと思われる。また、二次交通の整備など早急に解決できない課題も多い。 複数の公共交通事業者が委員として参加している県協議会で協議を行う意義は高いと考える。観光における地域公共交通のあり方について、県協議会での検討が進むよう、対応を図っていくことが望ましい。</p>	<p>令和6年6月に策定した長野県地域公共交通計画において、特に高齢者・高校生・観光客といった自家用車に頼ることができない方の移動の保証を図るため、確保すべきサービスの品質を定めたところであり、今後、10広域圏ごとに関係者との議論を深め、取組の具体化を進めてまいります。</p>
<p>【地域公共交通最適化推進事業】</p>	<p>意見</p>	<p>170</p>	<p>令和5年11月時点では、県内77市町村のうち42市町村が地域公共交通計画を作成して</p>	<p>令和6年度からは地域公共交通計画に加え、公共交通利用の容易性向上や</p>

長野県内市町村の地域公共交通計画の作成状況について			いる。 関係者の間で問題点を共有し、役割や目標を明確にするという意味で地域公共交通計画を作成することは重要である。大部分の市町村が地域公共交通については何らかの課題を抱えていると思われる。少しでも課題解決に近づくよう、引き続き、市町村の地域公共交通計画の作成をサポートする必要がある。	円滑化等を図るために策定する利便増進計画を支援対象といたしました。 今後も引き続き市町村のサポートをしております。
【地域公共交通最適化推進事業】 公共交通情報オープンデータにおける市町村への対応について	意見	171	素案では、公共交通情報を国が定めるデータ形式(GTFS-JP)で整備し、オープンデータ化することで、バス路線の情報を経路検索サービス等で検索できる環境を整備としている。 GTFS-JPデータの作成は市町村・バス事業が行い、オープンデータの維持・管理は、それを自ら行うことが困難な市町村・交通事業者については、令和5年度は委託事業者が一括して更新を行うとしている。 令和6年度以降もオープンデータの維持・管理を行う必要があるが、市町村・バス事業者の負担のあり方は議論を行うとしている。市町村・バス事業者に過度の負担とならないよう、また、データの維持・管理が効率的、効果的に行われるよう対応する必要がある。	データの維持・管理について、令和5年度は不明点等を相談することのできるヘルプデスクの設置を行いました。令和6年度はデータ整備のための講習会を開催することとしています。 引き続き、市町村・バス事業者に対するサポートを継続してまいります。
【地域公共交通最適化推進事業】 デマンド交通、定額タクシーや相乗りタクシー、貨客混載などの取組について	意見	172	県協議会でもデマンド交通については深い協議はなされていない印象を受けた。 デマンド交通のメリットが拡大する一方で、複数の圏域で既存の交通事業者に影響を与えている状況が生じていることを踏まえると、県協議会においてデマンド交通と既存の地域交通の関係を議論する余地はあると考える。 地域公共交通におけるデマンド交通のあり方についても検討していくことが望ましい。	第7回長野県公共交通活性化協議会(令和6年6月)において、デマンド交通が交通事業者に与える影響について、市町村、事業者、業界団体等の関係者と意見交換を行ったところであり、引き続き、地域公共交通におけるデマンド交通のあり方について検討してまいります。
【公共交通機関におけるキャッシュレス化推進事業】 交通系ICカードの全県での普及促進について	意見	174	アルピコ交通株式会社、長電バス株式会社以外のバス事業者への導入を進めることがポイントである。また、令和5年度の補助金は県内に営業所を有する乗合バス事業者を対象としており、鉄道事業者は対象とされていないが、鉄道事業者への導入も課題の一つである。 全県での早期導入を目指し、令和5年度から令和7年度までの3年間で集中的に支援を実施するとしているが、速やかに全県での導入が図られるよう、積極的に対応を図っていくことが望ましい。	地域ごとに市町村・交通事業者と交通系ICカードの導入に向けた検討会を開催するなど、導入エリア拡大に向けた働きかけを行うとともに、現在、バス事業者にのみ行っている導入費支援についても地域鉄道事業者へも拡大することを検討してまいります。
【鉄道振興対策事業費】 鉄道駅及び軌道停留場のバリアフリー化の状況について	意見	177	県内の総駅数は258駅、そのうち段差が解消されている駅(解消駅)は64駅、解消駅数の割合は24.8%で、これは47都道府県中38番目である。県の総駅数は47都道府県中9番目、解消駅数は19番目で、駅が多く、解消駅数も多い方ではあるが、総駅数に占める解消駅数の割合は低い。公共交通事業者や地元市町村と対応を検討していく必要がある。	鉄道駅及び地域鉄道の利用者の利用円滑化のための段差解消について、引き続き公共交通事業者や地元市町村と連携して着実に取り組んでまいります。
【信州まつもと空港活性化事業費】 助成事業における助成対象経費の消費税等の取扱いについて	結果(指摘)	190	消費税等の取扱いに関する明記が必要と考えられるにもかかわらず、これが明記されていない要綱が6件存在した。一方、実際の運用面においては、消費税等相当額部分は助成金の対象から除外される運用となっていた。この点、要綱上も、消費税等の取扱いに関する明記を適切に行うべきであった。 また、令和5年10月からは適格請求書保存	当該助成事業については、令和5年度要綱から消費税等の取扱いに関する明記を行いました。 免税事業者等への経過措置については、申請事業者が該当するか否かを慎重に確認してまいります。

			方式(いわゆるインボイス制度)が始まっている。免税事業者が適格請求書発行事業者の登録により課税事業者となった場合の経過措置(いわゆる2割特例)に助成事業者が該当するか否か、さらに、免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられたことから、助成事業者の対象経費がこの経過措置に該当するか否かなど、助成事業における取扱いにおいて慎重に確認をしていく必要がある。	
【信州まつもと空港活性化事業費】 松本空港の県内各地域の居住者への訴求について	意見	191	<p>中信地区以外の居住者への松本空港の利用促進は今後の課題である。</p> <p>松本空港は、県が設置し管理している県下唯一の空港である。その運営管理に係る事業費は、県がこれを負担することにより空港の維持管理が成り立っていることから、全県下の居住者が松本空港の恩恵を受けられるような施策、たとえば中信地区以外の地域への集中的なPRや空港アクセスの充実などが望まれる。</p>	<p>県としても中信地区以外、とりわけ東北信地区の利用者の割合が少ないことは課題と認識しており、令和5年度に長野駅前ビジョンやしなの鉄道車内モニターにおいてPR動画の放映を実施したところです。</p> <p>引き続き中信地区以外の居住者の利用促進を図るため、効果的な事業を検討・実施してまいります。</p>
【信州まつもと空港活性化事業費】 「就航路線の認知度拡大」事業における補助事業者からの提出書類の様式について	意見	192	<p>公益社団法人ひょうご観光本部との相互送客事業(SNS事業等)に関して、「ローカルエアーで結ぶ地方観光のネットワーク化事業」の令和4年度連携費用として同観光本部から34万円の請求を受けているが、同観光本部から受領したとされる請求書には押印等がなされておらず、第三者の模倣が容易な書式による請求書であり、実際に同観光本部から提出されたことが客観的に証明できないものとなっていた。</p> <p>一般論として請求書の書式に法律上の決まりはないものの、提出された請求書が対象事業者等から確かに提出されたものであるという客観性が担保できるよう、要綱等で請求書の様式を定める、あるいは、対象事業者等から提出されたことが客観的に証明できる書式での提出を求めるなどの対応をとる必要がある。</p>	<p>当該事業については、令和5年度から押印のある請求書を求め、相手事業者から提出されたことが客観的に分かるよう対応いたしました。</p>
【信州まつもと空港活性化事業費】 県のホームページで公開されている書類(PDF形式)のタイトルについて	意見	192	<p>県のホームページで公開されている松本空港課のPDF形式の書類(事業の概要、助成金交付要綱等)を閲覧すると、一部の書類に関して、内容に対して適切とはいえないタイトルが付されているものが散見される。</p> <p>要綱等の書類作成にあたっては他県の優れた事例を大いに参考にすべきであると考えますが、要綱等の書類を県のホームページ上で公開する際には、公開される書類の内容に合った適切なタイトルを設定する必要があり、また、公開前にそれらを確認する体制を構築する必要があります。</p>	<p>県のホームページで公開されている書類(PDF形式)について、適切なタイトルに変更いたしました。</p> <p>加えて、公開前に書類だけでなく、タイトルについても課内で確認する体制を整えてまいります。</p>
【空港管理費】 令和4年度「ハイジャック等防止対策事業費補助金」に係る予算編成について	結果 (指摘)	195	<p>予算編成の際に、補助相当額(42,008千円)を見積もり、当該見積り額に消費税相当額を加えて予算要求額(46,209千円)を決定し、この金額が予算として決議されている。一方、対象の事業者に対しては、消費税を乗じる前の金額(42,008千円)を令和4年3月30日に内示している。予算編成時において、消費税相当額を予算に含めるべきか否かの検討が不十分であったと思われる。</p> <p>なお、当該補助金を規定する「松本空港ハイジャック等防止対策事業費補助金交付要綱」において、消費税相当額が補助金に含ま</p>	<p>当該補助金については、令和5年度予算編成時から、見積り額から消費税相当額を除いた額を予算額としております。併せて、交付要綱に消費税等の取扱いに関する明記がないことから、今年度中に要綱の見直しを進めてまいります。</p>

			れるか否かは明記されていない。今後の予算編成において留意するとともに、要綱の見直しが必要である。	
【空港管理費】 着陸料免除の出口戦略について	意見	195	<p>松本空港と国内の他の地点との間において航行する航空機については、着陸料が免除されている。</p> <p>他の地方管理空港について見てみると、一部減免、時限的な減免、新規路線開通時の時限的免除などの事例が見られるが、着陸料の全額免除をしている地方管理空港の例は見当たらない。</p> <p>現行の着陸料免除の規定はあくまで「当分の間」の措置であって、着陸料免除の規定に関する一定の出口戦略（期限・条件の設定等）の検討は必要と考える。</p>	<p>航空会社に対する着陸料の減免は過去からの経緯に基づくものであり、コロナ禍以降赤字が続いている航空会社の経営状況を見極めながら取扱いを検討する必要があります。</p> <p>また、世界的に航空機や人員が不足している中、地方空港間での誘致合戦も激しくなっているため、他空港（自治体）の利用促進策（助成金）や空港施設の整備・更新投資などを総合的に勘案したうえで、航空会社とも連携を密にしながらか着陸料の取扱いを検討してまいります。</p>
【移住・交流推進事業費】 事業者への委託に関する再委託の取扱いについて	結果 (指摘)	201	<p>「空き家DIYイベント開催支援」業務に関して、第三者へ事業の一部を再委託しているが、これに関しては委託契約書に従い委託者たる県に文書で協議を申し出ており、県も再委託を承諾している。一方、「情報発信の実施」やこれに関連する業務についても受託者とは異なる別の個人や法人がその役割を担うこととなっているが、協議のための文書は県に提出されておらず、委託契約書第15条に違反する状態になっているように見受けられる。</p> <p>仕様書上、協議が必要な再委託と協議が不要な再委託が明確に区分定義されておらず、この点を明確にしておく必要がある。</p>	<p>仕様書上で、企画・運営業務の再委託は要協議、企画・運営業務に付随する情報発信業務等の業務の外部発注は協議不要と明記いたしました。</p>
【移住・交流推進事業費】 業務仕様書上求められている書類が未提出であることについて	意見	202	<p>業務仕様書によれば、受託者は当該業務報告として、(1) 相談受付カード、(2) 業務状況報告書、(3) 業務日誌、(4) 業務状況一覧を毎月県に提出することとされている。しかしながら(1) 相談受付カードについては、県に提出されていなかった。</p> <p>(1)に記載された内容は、(2)、(3)、(4)に要点を抜粋して記載されているため、これらの書類のみでも相談者の相談内容や、受託者の業務が適正になされていることは確認できるとのことである。</p> <p>(1)についても書類の提出を受託者に求めるか、(2)、(3)、(4)のみで県の監督責任が果たせるということであれば、業務仕様書を改訂し(1)の書類は提出を求めないこととする等の対応を図ることが望ましい。</p>	<p>業務仕様書を見直し、相談受付カードの提出は求めないことといたしました。</p>
【移住・交流推進事業費】 SuuHaaに掲載される県関係サイトのリンク集のメンテナンスについて	意見	202	<p>県への移住検討・関心層のうち、特に20～30歳代の年齢層をターゲットとした記事コンテンツを制作し、これを長野県移住総合Webサイト「SuuHaa」に掲載して広く発信している。</p> <p>「SuuHaa」は、移住に関する様々な県の関連サイト（「移住に役立つサイト」）へリンクするためのポータルサイトとしても機能しているが、令和5年10月11日現在、いわゆる「リンク切れ」になっているサイトが計5件確認された。</p> <p>県の移住施策に関してのポータルサイト的な立ち位置であり多くの移住希望者の目に触れることとなることなどから、今後も定期的なメンテナンスを行っていくことが望ましい。</p>	<p>リンク切れが発生しないよう、定期的なメンテナンスを行ってまいります。</p>

<p>【文化施設管理運営事業】 ホクト文化ホール(長野県県民文化会館)の駐車場問題について</p>	意見	208	<p>人を呼び込む観点からは、会場に観客が集まる際の駐車場についての投資を検討する必要があると考える。</p> <p>問題の認識・検討を行っているが、将来的に駐車場の有料化、周辺の民間駐車場との連携、また、JR長野駅に近い立地から、公共交通機関の利用等で、混雑緩和を図り、利便性の向上に努める必要がある。</p>	<p>駐車場の混雑緩和については、利用者への公共交通機関利用の呼びかけ、周辺の有料駐車場への案内、駐車場誘導員の配置等により対応しております。また、新たに駐車場の混雑状況の案内表示等を設置するなど、混雑緩和に向けた取組を引き続き検討してまいります。</p>
<p>【文化施設管理運営事業】 ホクト文化ホール(長野県県民文化会館)の利用料比較について</p>	意見	208	<p>利用料見直しによるホールの利用率への影響も考慮する必要はあるが、5,000円を超える入場料を徴収する場合のホール利用料について検討の余地があると考えられる。</p> <p>経営基盤の強化は、広域的な文化振興を担う地域の文化拠点施設として、県民が様々な文化芸術に親しむ機会や、文化芸術の発信を行う場の確保を図るために重要である。今後も他の公立ホールの利用率や収益を増やすための工夫なども参考にしながら、さらなる経営基盤の強化に努めていくことが望まれる。</p>	<p>ホールの利用料については、受益者負担の適正化を図るため、令和6年4月1日に改定を行いました。改定にあたっては、大規模改修による利便性の向上、近年の物価、人件費等の高騰、また全国類似施設の利用料金との均衡を考慮し見直しを実施しております。</p> <p>今後も引き続き受益者負担の適正化を図るとともに、ホール利用率の向上に向けた取組に努めてまいります。</p>

※1【補助金における消費税相当額返還の取扱いについて】において、教育委員会事務局「文化財総合対策事業補助金」に関する監査意見については、県の組織改正に伴い所管が県民文化部となったことから、県民文化部で措置を講じております。

監査委員事務局